

議案第17号

富士見市教育振興基本計画審議会条例の制定について
富士見市教育振興基本計画審議会条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市教育振興基本計画を策定するため、富士見市教育振興基本計画審議会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育振興基本計画審議会条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「富士見市教育振興基本計画」という。）を策定するため、富士見市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、富士見市教育振興基本計画について審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学校教育又は社会教育に関する機関又は団体の関係者

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設の代表者

(4) 地域又は家庭における教育の向上に資する活動を行う者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による諮問事項を答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。